



2022年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 蒔 田 穂 高  
(コード番号：6249)  
問合せ先 取 締 役 原 明 彦  
(TEL. 03-6803-0301)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月11日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の第11回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 今後の事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条の事業目的を一部変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ①変更案第18条1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ②変更案第18条2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第19条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 機動的な配当政策及び資本政策を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするよう、定款第44条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するとともに、現行定款第45条(剰余金の配当の基準日)を変更し、内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)及

び第 46 条（中間配当）を削除するものであります。

（4）その他、上記の条文の新設及び削除に伴い、条数の変更等の所要の変更を行い、併せて株式取扱規則を株式取扱規程へと名称を変更するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 23 日（木）（予定）

定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 23 日（木）（予定）

以上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) <u>遊技機用</u>プリペイドシステム機器の企画・開発・販売・貸与及び保守</p> <p>(3) ～ (15) (条文省略)</p> <p>(16) <u>遊技場全体に係る</u>物品販売及びサービス業</p> <p>(17) ～ (18) (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第9条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当社は単元未満株式を有する株主は、<u>株式取扱規則</u>に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(<u>株式取扱規則</u>)</p> <p>第12条 当社は株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める<u>株式取扱規則</u>による。</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) プリペイドシステム機器の企画・開発・販売・貸与及び保守</p> <p>(3) ～ (15) (現行どおり)</p> <p>(16) 物品販売及びサービス業</p> <p>(17) ～ (18) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 当社は単元未満株式を有する株主は、<u>株式取扱規程</u>に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(<u>株式取扱規程</u>)</p> <p>第11条 当社は株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める<u>株式取扱規程</u>による。</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

<p>(新設)</p> <p>第 20 条～第 44 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 45 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第 46 条 <u>当社は取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第 47 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 18 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 19 条～第 43 条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第 44 条 <u>当社は剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 45 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p>3. <u>前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第 46 条 (現行どおり)</p> <p><u>[附則]</u></p> <p>1. <u>定款第 19 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および定款第 18 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 19 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から 6 カ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
---	--

以上